

○青山総務課長 定刻になりましたので、会議を開始したいと存じます。

本日は、加藤委員が御欠席でございます。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いしたいと存じます。

どうぞよろしく申し上げます。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第135回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は3つです。

議題1「『個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱』に関する意見募集の結果について」、事務局から報告をお願いします。

○事務局 議題1について、資料1に基づき御説明を申し上げます。

第131回委員会において、パブリックコメントに付すことを御了承いただきました「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」につきましては、昨年12月13日金曜日から本年1月14日火曜日まで、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、本意見募集に対しまして、279の団体・事業者又は個人から延べ887件（注：会議後889件に修正。以下（※）同様）の御意見が寄せられました。

まず、意見提出者である合計279者の内訳としましては、各種団体・事業者から65者、匿名を含む個人として214者となっております。

団体・事業者の65者については、経済団体・事業者等が62者で、法律事務所等が3者でした。

次に、提出意見数887件（※）のうち、特に意見の件数が多かったものを分類ごとに挙げますと、「利用停止等」が108件、「漏えい等報告等」が81件（注：会議後83件に修正）、「端末識別子等の取扱い」が73件、「仮名化情報（仮称）の創設」及び「オプトアウト規制」に関するものがそれぞれ67件でございました。

なお、提出意見887件（※）の分類に当たっては、制度改正大綱の構成に沿って行っております。

個々の御意見としては、別紙を御覧ください。

別紙は、寄せられた御意見を項目ごとに分類して並べたものでございます。各項目について、様々な観点から御意見を頂戴したところでございます。

こうした御意見も踏まえつつ、今通常国会への改正法案提出に向けて作業を進めてまいります。

なお、御了承いただきましたら、本委員会のホームページや電子政府の総合窓口を通じて、意見募集の結果を公表することとさせていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの報告について、御質問、御意見をお願いいたします。

熊澤委員。

○熊澤委員 報告ありがとうございました。

制度改正への幅広い理解に向けた取組の必要性についてコメントしたいと思います。今回、制度の方向性を示した大綱をパブリックコメントに付し、多数の御意見をいただきました。

大きな方向性としては、賛同する御意見が多かったが、企業実務等との関係で、規定の内容を個別具体的に知りたいといった御要望が数多く寄せられました。

それを受けて、今後、制度としていく過程において、その運用をできるだけ明確化するとともに、分かりやすく周知していくことが重要だと考えます。

私からは以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

この大綱については、中間整理の倍近くの非常に多くの方々から、約900件にも及ぶ、幅広い御意見をいただきました。

個人情報保護法に係る幅広い層からの高い関心を実感するとともに、貴重な御意見を寄せていただいた皆様に深く感謝をしたいと思います。

そして、これらの御意見を踏まえて、個人情報保護法の改正法案を今通常国会へ提出することとしており、法案の国会提出に向けた最終の作業を鋭意加速させたいと思います。

他に御意見もないようですので、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」に関する意見募集の結果について、本委員会の配付資料としてホームページに掲載するほか、電子政府の総合窓口（e-Gov）により、公示を実施することといたします。

事務局において、意見募集の結果の公示手続を進めてください。

よろしく申し上げます。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「総務省（情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議題2について御説明いたします。

番号法等により、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときには、原則として、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。また、重要な変更を加えようとするときも同様とされています。

総務大臣が実施する情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価書も義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、令和2年2月10日付総官参第22号にて、総務省から当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されましたので、その内容について、事務局より概要を説明

いたします。

あわせて今回、総務省の評価書については、特定個人情報保護評価に関する規則第15条等に基づく評価の再実施であり、リスク対策等に大きな変更を伴わないものですので、並行して事務局での審査を進めてまいりました。

概要説明に続き、指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性、妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議を頂きたいと存じます。

それでは資料2-1に基づいて、全項目評価書の概要説明をさせていただきます。

まず、評価対象の事務については、7ページを御覧ください。

評価対象の事務は3つございまして、これらの事務の概要については、特に変更はございません。

上から順に、情報提供用個人識別符号の生成・通知に係る事務、情報連携の媒介に係る事務、情報提供等の記録の管理に係る事務となっております。

次に、評価の再実施に当たりまして、変更点の概要を御説明いたします。

今回、総務省が5年間の事務の運用実績等を踏まえて、リスクの識別・分析を改めて実施した上で、組織的及び人的安全管理措置の強化と平成30年9月28日に改正されたマイナンバーガイドライン等を踏まえた記載内容の充実の観点から、評価書の記載を変更しております。

変更した内容の例として、まず32ページの一番下の欄を御覧ください。

情報提供ネットワークシステムでは、災害対策のため、LTOと呼ばれる電子記録媒体でデータを長期保管しております。

このLTOをデータセンターから他の場所へ移送する際には、紛失・漏えい対策として、データを暗号化すること、また、LTOを廃棄する際には、物理的破壊を実施し、廃棄証明書を取得することを明記しております。

次に、43ページの一番下の欄を御覧ください。

上から2段落目となりますが、内部不正等の検知のため、システムによりログ情報等の統合分析・監査を行っており、分析結果を関係者間で共有することで、セキュリティー事故を未然に防止する取組を継続しているということを明記しております。

また、同じ欄の上から4段落目には、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携が適切に実施されるよう、情報連携の対象となる事務や当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目について、関係府省と連携して、関係法令との整合性を十分に確認することを明記しております。

評価書の内容説明は以上となりますが、続きまして、評価書の指針への適合性、妥当性について、資料2-2に基づき、精査結果の内容を説明させていただきます。

表紙の次は目次となっておりますが、こちらの上半分の「全体的な事項」から「情報提供等記録ファイル」までの3項目では、特定個人情報ファイルの取扱いに係るリスク対策

が評価書に適切に記載されているかという観点から審査し、いずれの問題も認められない、または該当なしとしております。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、20ページを御覧ください。

「主な考慮事項（細目）」の74番では、特定個人情報の分散管理を行うことについて、75番では、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行う際、法律で認められた範囲を超えないようにするリスク対策について、それぞれ具体的に記載されているかなどの観点で審査し、問題は認められないとしております。

続きまして、21ページの上段の「総評」を御覧ください。

これまでの主な考慮事項によって、いずれの審査結果も問題は認められない、または該当なしとなりましたので、総評として3点記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。

審査記載事項の案としまして、5点記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり、確実に実行する必要がある。

(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、評価書に記載されているとおり、確実に実行する必要がある。

(3)として、データ標準レイアウト関連様式の改版において、十分な確認を行える環境を整備することについて、評価書に記載されているとおり、確実に実行する必要がある。

(4)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して、適切に運用の見直しを行うことが重要である。

(5)として、情報漏えい等に対するリスク対策について、不断の見直し、検討を行うことが重要であると記載しております。

事務局からの御説明は以上となります。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、総務省に対して、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

ありがとうございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

御質問、御意見がないようですので、本評価書を承認することとしますが、よろしいでしょうか。

それでは「情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務 全項目評価書」を承認することといたします。

事務局においては、本日の承認を踏まえ、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

次の議題からは、監督関係者以外の方は、御退席願います。

○丹野委員長　それでは、議題3「監視監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

○丹野委員長　本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、公表しないこととした資料以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議は、これで閉会といたします。